

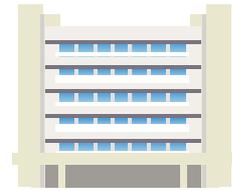
事業主の皆さまへ

短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大が始まります

平成28年10月1日から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

特定適用事業所とは

同一事業主の適用事業所^{注1}の厚生年金保険被保険者数の合計が常時^{注2}500人を超える事業所が該当します。



注1 同一事業主の適用事業所
実際に事業主が同一であるかにかかわらず、次に該当する適用事業所のグループをいいます。
・法人事業所 …………… 法人番号が同じ適用事業所
・個人事業所 …………… 現在の適用事業所
・国・地方公共団体 …… 同一の省、地方公共団体に属する適用事業所

注2 常時
1年のうち6カ月以上、厚生年金保険被保険者数の合計が500人*を超えることが見込まれる場合

短時間労働者とは

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④のすべてに該当する方をいいます。



① 週の所定労働時間が20時間以上であること

➡ 週の「所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべき時間をいいます。（雇用保険の取り扱いと同様です。）

【「所定労働時間」が週単位以外の場合】

- ・1カ月単位で定められている場合
⇒1カ月の所定労働時間を12分の52で除して算定します。
（特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合は特定の月を除いて算定します。）
- ・1年単位で定められている場合
⇒1年間の所定労働時間を52で除して算定します。
- ・1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合
⇒平均により算定します。

② 賃金の月額が8.8万円(年収106万円)以上であること

➡ 週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた額が、8.8万円(年収106万円)以上である場合となります。ただし、次に掲げるものは除きます。

【除外対象】

- ・ 臨時に支払われる賃金および1月を超える期間ごとに支払われる賃金
(例. 結婚手当、賞与等)
- ・ 時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金
(例. 割増賃金等)
- ・ 最低賃金法で算入しないことを定める賃金
(例. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

月額8.8万円以上



③ 勤務期間が1年以上見込まれること

➡ 勤務時間が1年以上見込まれる場合とは、次のとおりです。

- ・ 期間の定めがなく雇用される場合
- ・ 雇用期間が1年以上である場合
- ・ 雇用期間が1年未満である次の場合
 - 〔 雇用契約書に契約が更新される旨が明示されている場合
・ 雇用契約書に契約が更新される旨が明示されていないが、同様の雇用契約で1年以上更新された実績がある場合 〕

④ 学生でないこと

➡ 生徒または学生は適用対象外となります。(雇用保険の取り扱いと同様です。)

(大学、高等学校、専修学校、各種学校(修業年限が1年以上の課程に限る)等に在学する生徒または学生)

ただし、次に掲げる方は、被保険者となります。

- ・ 卒業見込証明書を有する方で、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の方
- ・ 休学中の方
- ・ 大学の夜間学部および高等学校の定時制(夜間等)課程の方



ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

医療費が**高額**になるときは **限度額適用認定証**で 窓口負担を軽くできます!



胃がんで入院した場合約**30**万円が約**9**万円に!

その差
21万円

けがや病気で入院した場合

傷病名	平均入院期間	平均医療費 ^{※1} (3割負担の場合)	差額	限度額適用認定証 ^{※2} を利用した場合
椎間板ヘルニア	18.4日	19.7万円	— 11.3万円 →	8.4万円
大腸がん	17.8日	25.4万円	— 16.8万円 →	8.6万円
胃がん	22.6日	29.5万円	— 20.8万円 →	8.7万円

限度額適用認定証の使用方法は簡単**3**ステップ

STEP1

申請書をご加入の健康保険へ郵送

STEP2

約1週間でお手元へ
(協会けんぽの場合)

STEP3

医療機関の窓口へ
保険証と併せて提示

※申請書はHPからダウンロードできます(協会けんぽの場合)

※限度額適用認定証を利用しない場合、高額療養費として差額分を後から請求できますが、支払いには3か月以上かかります。

医療費が高額になるときは

限度額適用認定証を忘れず**準備**しましょう!



※1 厚生労働省 平成23年度医療給付実態調査・平成23年度患者調査より。

※2 標準報酬月額28万円 70歳未満の方の場合。負担額は所得によって異なります。詳しくは協会けんぽのHPまたは協会けんぽ愛知支部までお問い合わせください。高額療養費制度を利用した場合も同様の負担額となります。

平成28年度協会けんぽ愛知支部の健康保険料率について

協会けんぽ愛知支部の健康保険料率に**変更はありません**。

健康保険料率

9.97% (変更なし)

(全国平均保険料率 10.00%)

介護保険料率

1.58% (変更なし)



協会けんぽ愛知支部

移転のお知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）愛知支部は、名古屋市東区葵1-13-8において業務を行っていましたが、下記へ移転します。

移転日（業務開始）

平成28年3月22日(火)

新住所

〒450-6363
名古屋市中村区名駅1-1-1
JPタワー名古屋23階

新連絡先

TEL 052-856-1490(代表)
FAX 052-856-1491

※3月18日までのお問い合わせ先は（TEL）052-979-5190となります。



協会けんぽ出張窓口閉鎖のご案内

移転に伴い、平成28年3月末で中村年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は閉鎖いたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら

全国健康保険協会 愛知支部 協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

TEL052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30~午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので、

健康保険組合の加入者様は、内容が異なる場合があります。

職場内で掲示して、ご活用ください。



手続きは郵送でお願いします。

メールマガジン会員募集中!

協会けんぽ 愛知

検索

専業主婦(主夫)の届出漏れの 期間をお届出ください!

特定期間該当届・特例追納のご案内

国民年金の切替(第3号から第1号へ)が**2年以上遅れたことがある方へ**

- 「特定期間該当届」の手続きをすることにより
年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。
さらに、「特定期間該当届」の手続きをした期間は保険料を納付することができます。
(「特例追納」といいます。)
- この「特例追納」をすることにより、年金額が増やせます。
(特例追納ができるのは平成30年3月31日までです。)
※すでに年金を受け取っている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

主に次のケースの方が対象となります

ケース1

会社員の夫が

- ・退職した
- ・自営業を始めた
- ・65歳を超えた
- ・亡くなった

会社員の夫と離婚した



ケース2

妻自身の年収が
増えて夫の健康
保険の被扶養者
から外れた



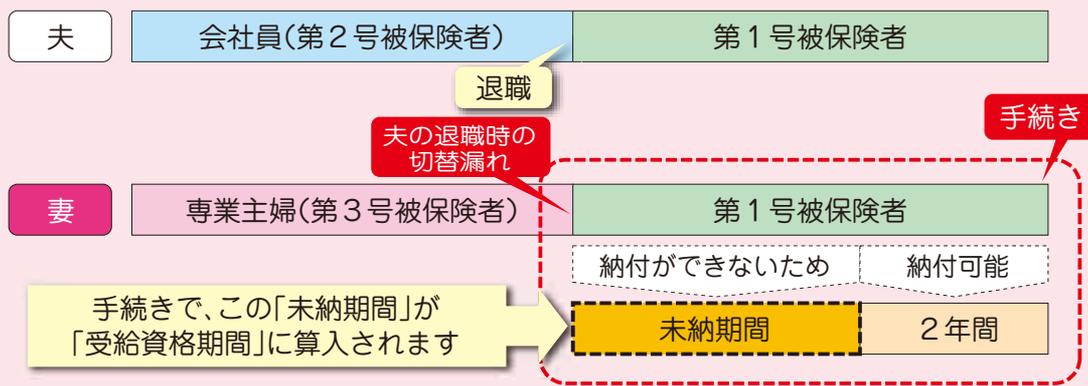
※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。

このような時に切替が遅れて未納期間が発生している方

お手続きいただきたい方

- 切替の手続きが遅れたことにより、未納期間が生じてしまった方

夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続きが必要となります。この切替手続きが遅れ、2年以上前の期間について保険料を納付することができず、「未納期間」が発生してしまった方が対象となります。

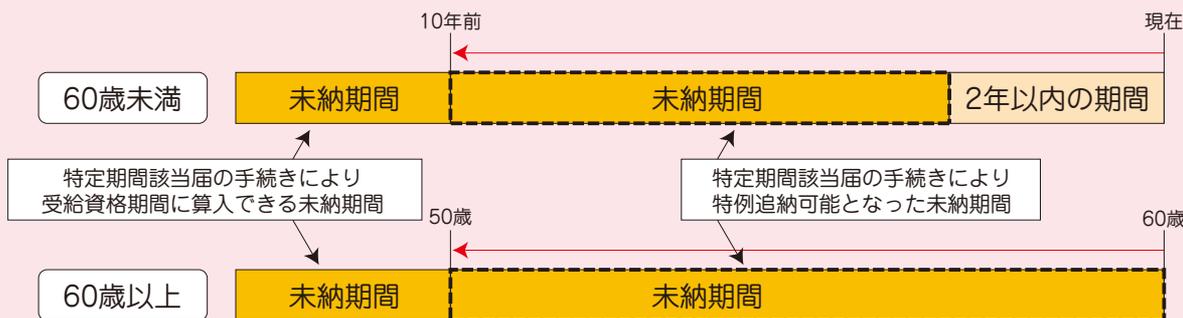


※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。

お手続きのメリット！

- **メリット1 年金を受け取れない事態を防止できる場合があります→特定期間化**
 「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」をご提出いただくことで、この「未納期間」について年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入することができ、老齢基礎年金、または万一の際の障害・遺族基礎年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。(ただし、年金額には反映されません。)
- **メリット2 保険料を追納することで、年金額を増やすことができます→特例追納**
 特定期間化された期間については、「国民年金特定保険料納付申込書」をご提出いただくことで、最大10年分保険料を納めることができ、年金額を増やすことができます。(ただし、特例追納ができるのは平成30年3月31日までです。)
 ※すでに年金を受け取っている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

最大10年分の特例追納が可能なケース



お問い合わせは、お近くの年金事務所、または『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

※050から始まる電話でおかけになる場合は03-6731-2015にお電話ください。

※お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

受付時間

月曜日 午前8:30～午後7:00
 火～金曜日 午前8:30～午後5:15
 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



申込募集!! 潮干狩り利用補助券発行のご案内

下記施設の潮干狩り利用補助券を発行し、入場料金の一部を補助します。

潮干狩り施設名	所在地	利用期間
①矢梨潮干狩場	知多郡美浜町	平成28年4月20日(水)から6月25日(土)まで
②東はず海岸潮干狩場	西尾市東幡豆町	平成28年4月21日(木)から6月24日(金)まで
③蒲郡竹島海岸潮干狩場	蒲郡市竹島町	平成28年4月21日(木)から6月9日(木)まで

◆発行枚数 5,000枚

※ただし、1事業所の交付枚数を事業所規模（被保険者数）に応じ、右記の表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。
 ※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。（その旨ホームページに掲載いたします。）

事業所規模 （被保険者数）	上限枚数
1～99人	10枚
100～499人	20枚
500～999人	30枚
1,000人以上	40枚

※申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。（必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。）

◆申込資格

平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

◆その他

- 補助券は、潮干狩り場の入場料金のみを補助の対象とします。
- 補助券は、お1人様1枚限り、かつ3施設のうちのいずれか1か所のみご利用できます。

第24回 社会保険 健歩大会 (ウォーキング) 開催のお知らせ

一般財団法人愛知県社会保険協会

愛知県社会保険協会では、下記のとおり「社会保険健歩大会」を開催いたします。職場の皆さんやご家族お誘い合わせのうえ、是非ご参加ください。

開催年月日 平成28年4月23日(土) 雨天決行 但し、荒天中止
 「2016年 春 名鉄のハイキング」と同時開催

コース 「いいじゃん!刈谷 春色に染まるフローラルガーデンよさみから花回廊ミササガパーク」コース **家族向き 約7.5km 約1時間50分**

名鉄三河線 小垣江駅(スタート)…フローラルガーデンよさみ(依佐美送信所記念館)…ミササガパーク…刈谷市美術館…みなくる広場(ゴール)⇒刈谷駅まで徒歩3分



受付

場所：名鉄三河線「小垣江駅」前
 時間：午前8時30分から午前11時まで（受付後は、随時出発）
 受付：①下記の「社会保険健歩大会参加票」を複写し、家族やグループごとに記入し、当日、『社会保険協会』の受付に提出してください。
 ②参加票と引き換えに、先着500名の方に参加賞をお渡しいたします。

交通のご案内

名鉄三河線 小垣江駅下車（名鉄名古屋から約45分）

大会開催の可否

当日、午前6時59分に東海ラジオ放送でお知らせいたします。
 開催ご案内ダイヤル ☎052-582-1919（当日午前6時から11時まで）
 （自動音声案内）

その他の事項

- ハイキングに適した服装・靴でご参加ください。
- ハイキング中の負傷については、責任は負いかねます。万一の場合のために健康保険証をご持参ください。
- 入場料等が必要な施設に入場の際は、別途料金が必要です。
- ゴミは各自でお持ち帰りください。

お問い合わせ 一般財団法人愛知県社会保険協会 ☎052-678-7330（4月22日(金)まで）

●コースについてのお問い合わせ先／名鉄営業部 ☎052-825-3111（月～金 10：00～17：00 但し祝日を除く）

—コピーをして回覧してください。または、社内に掲示して社員の皆様にお知らせください。—

切り取り線

社会保険健歩大会 参加票（参加賞引換券）

事業所名	
事業所所在地	
参加者の名前	始め 名

「社会保険健歩大会参加票」は、家族やグループごとに1枚ずつ記入し、当日「社会保険協会」の受付に提出してください。先着500名の方に参加賞をお渡しいたします。
 「参加票」は、参加人員等のデータを集約した後速やかに廃棄し、他には使用いたしません。

社会保険 あいち No.514

—平成28年3月発行—

記事提供：日本年金機構中部ブロック本部
 全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022
 名古屋市熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階
 ☎052-678-7330 URL <http://www.shaho-aichi.jp/>